備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○外務省告示第十一号

李在明大韓民国大統領来日に際し、国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、次の地域を外国公館等周辺地域として指定する。

令和八年一月九日

外務大臣　茂木　敏充

一　ＪＷマリオットホテル奈良周辺地域

期間	地域
令和八年一月十三日から令和八年一月十四日まで	奈良県奈良市 三条大路一丁目、二条大路一丁目、四条大路一丁目（一番から三番まで）、北新町、芝辻町（五百一番地、五百二番地、五百六番地から五百八番地まで及び五百十二番地）、芝辻町四丁目（五番から八番まで及び十番から十六番まで）、大宮町四丁目、大宮町六丁目、大宮町七丁目、三条栄町（一番から七番まで及び十二番から二十番まで）、三条川西町（一番から三番まで）、三条添川町（一番から三番まで）、三条松町（一番から三番まで）、法華寺町（百二十六番地、百二十九番地、百三十番地、百八番地、百十番地、百四十一番地、百四十五番地、百四十八番地、百五十番地、百五十九番地、二百番地、二百二番地、二百十四番地、二百十六番地、二百十八番地、二百二十番地、二百二十二番地、二百二十五番地、二百二十六番地、二百三十七番地、二百四十一番地、二百四十二番地、二百四十三番地、二百四十六番地、二百四十七番地、二百四十八番地、二百五十番地、二百五十二番地、二百五十三番地、二百五十四番地、二百五十五番地、二百五十七番地、二百五十八番地、二百六十番地、二百六十一番地、二百六十四番地、二百七十九番地、二百八十番地、二百八十一番地）

二　法隆寺周辺地域

期間	地域
令和八年一月十三日から令和八年一月十四日まで	奈良県生駒郡斑鳩町 大字三井（千五十二番地及び同町道の南側部分に限る。）、大字法隆寺（三千四百六十六番地、三千四百八十七番地、三千八十七番地、三千九百六十九番地、三千九百九十番地、鳩町第一浄水場東側町道の部分で、かつ同町道から大字法隆寺二千四百五十九番地所在慶花池方向へと通ずる里道及び同里道一斑、大字法隆寺山内、法隆寺一丁目、法隆寺二丁目、法隆寺西三丁目（一番から六番まで）、法隆寺北一丁目（一番から六番まで）、法隆寺北二丁目、法隆寺南二丁目（一番から七番まで）、法隆寺東一丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。